

水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等に係る 暫定排水基準の見直しについて

令和7年7月1日より、水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が見直され、畜産業における排水規制が強化されることとなりました。

別添の「畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています」をご確認いただき、排水処理設備の点検・改善等、必要な対応をお願いいたします。

【主な改正内容】

牛房施設(総面積200㎡以上)を有する事業場

暫定排水基準: 300mg/L → 100mg/L(一般排水基準へ移行)

豚房施設(総面積50㎡以上)を有する事業場

暫定排水基準: 400mg/L → 400mg/L(令和10年9月末まで)

馬房施設(総面積500㎡以上)を有する事業場

引き続き一般排水基準(100mg/L)を適用

※平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、1年に1回以上の測定と記録及び3年間の保存することとなっています。